

事故発生への対応

事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜の最寄り保険金サービス課にご連絡ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめください。

損保ジャパン日本興亜 団体保険金サービス課

TEL 050-3808-6600 FAX 03-3385-3685

受付時間：平日/午前9時～午後5時
〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス4階

夜間・休日の事故のご連絡は、事故サポートセンターまで

0120-727-110

受付時間：平日/午後5時～翌日の午前9時
土曜・日曜・祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
※上記受付時間外は、取扱代理店またはお近くの損保ジャパン日本興亜にご連絡ください。

～制度に関するお問い合わせ～

株式会社ウーベル保険事務所

(幹事取扱代理店)

TEL 03-3553-8552

- ★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ★ご加入者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。なお取扱代理店は以下のとおりです。
〔幹事取扱代理店〕(株)ウーベル保険事務所
〔募集代理店〕下記の代理店
- ★個人情報の取扱いについて
 - 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

- 指定紛争解決機関
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(ナビダイヤル)0570-022808〈通話料有料〉IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間:平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

幹事取扱代理店	株式会社ウーベル保険事務所 〒104-0041 東京都中央区新富町新富2-4-5 ニュー新富ビル8F TEL.03-3553-8552 FAX.03-3553-8553 受付時間:平日/午前9時15分～午後5時15分	営業担当名:募集代理店
引受保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 営業開発部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-3820 FAX.03-6388-0157 受付時間:平日/午前9時～午後5時 公式ウェブサイト http://www.sjnk.co.jp/	

平成29年度版

(保険期間:平成29年8月1日(午後4時)～平成30年8月1日(午後4時))

加入のご案内

法定外労働災害補償制度

(下請負人担保特約付労働災害総合保険・法定外補償条項)



経営事項審査
15ポイント
加算

本制度にご加入されると『経営事項審査』で15ポイント加点評価されます。

掛金が
割安
です

割引率約**68%**適用
(過去の損害率による割引60%、団体割引20%など)

完成工事高が**2億円超**の事業者は
さらに割引適用(完成工事高による割引)

全国管工事業協同組合連合会

<http://www.zenkanren.or.jp/>

1. 本制度の趣旨

本制度は、政府労災保険に加入されている企業を対象に、万一の災害時に政府労災保険の上乗せ補償として、貴社が従業員または遺族の方に給付する補償金を保険金としてお支払いする制度です。

本制度は、公共工事の入札に参加する際の資格審査である「経営事項審査制度」の評価対象項目とされ、本制度に加入することにより、貴社は同審査において15ポイント加点評価されることとなります。

また、本制度は従業員のもしものときの労働災害の補償、福利厚生充実、企業経営の安定のために、必ずお役に立つ制度です。

ぜひともご加入ください。

2. 本制度の特色

- **経営事項審査時に必要な提出書類となる「加入証明書」を発行します。**
※加入証明書は大切に保管してください。加入証明書は補償開始月の中旬に発行しますので、それ以降になっても届かない場合には損保ジャパン日本興亜へご連絡ください。
- **本制度の加入企業は、経営事項審査制度の資格審査においてプラス評価されます。**
(15ポイント加点※)
※経営事項審査の加点ポイントは次の条件をみたしていることが必要となります。
 - ①業務上災害と通勤災害のいずれも対象
 - ②従業員および下請負人の従業員のすべてを対象
 - ③死亡および後遺障害等級1～7級まで対象
- **掛金が割安です。**
本団体制度の保険料は割引率約68%（過去の損害率による割引60%、団体割引20%など）が適用されています。
※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
- **完成工事高が2億円超の事業者はさらに割引が可能（完成工事高による割引）**
政府労災の事業種類コードが31～38に該当する建設事業のみ割引適用されます。
- **無記名式で、加入企業の全従業員および現場に携わる全下請負人をカバーします。**
(下請負人担保特約条項付帯、事業種類コードが31～38に該当する建設事業のみ)
- **ワイドな補償**
業務上災害と通勤途上災害を補償!(通勤災害担保特約条項セット)
重大事故については災害付帯費用(※)も支給!(災害付帯費用担保特約条項セット)
(※)詳細につきましては、3ページ「(1)補償保険金額と補償内容」欄下の中段参照
- **保険料は、損金処理ができます。**
※今後の法改正につき変更となる場合があります。具体的実務については税理士までご確認ください。
- **加入手続きは、非常に簡単です。**

【加入証明書見本・表】

全管連・法定外労働災害補償制度
(下請負人担保特約付労働災害補償制度)

加入証明書

加入者名

貴社は、全国管工事業協同組合連合会と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間に締結された下請負人担保特約労働災害補償制度加入契約に、下記の通り加入されたことを証明します。

保険期間	平成 年 月 日 から 年 月 日まで
証券番号	加入者番号
契約内容	裏面に記載の通り
加入口数	口 年契約金 円
前年度証券番号	決算月 月

※引当金1円のご過剰上の表示は、「NKS-UP-01」等と記載されます。
※追加の労働災害補償制度に加入する場合は、別途追加の加入料がかかります。

平成 年 月 日 職歴変更

電話

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-0005 東京都千代田区千代田1-1-1

全国管工事業協同組合連合会

〒100-0005 東京都千代田区千代田1-1-1

電話 03(3946)7122

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-0005 東京都千代田区千代田1-1-1

電話 03(3946)4600

【加入証明書見本・裏】

全管連・法定外労働災害補償制度のあらまし

1. 補償の対象となる事故
業務上の災害および通勤途上災害に携わる下請負人が「業務上災害」および「通勤途上災害」により身体障害を受けた場合が対象となります。
業務上の認定・後遺障害の等級等については、政府労災保険の認定に従います。

2. 補償内容 (円あたり)

区 分	補償内容	Aタイプ	Bタイプ
死亡補償保険金	死亡	500万円	500万円
	後遺障害1級	500万円	500万円
	2級	500万円	500万円
	3級	500万円	500万円
後遺障害補償保険金 (政府労災保険の認定額に準じます。)	4級	300万円	300万円
	5級	200万円	200万円
	6級	100万円	100万円
	7級	60万円	60万円
	8級	40万円	40万円
	9級	25万円	25万円
	10級	20万円	20万円
	11級	15万円	15万円
	12級	10万円	10万円
	13級	7万円	7万円
	14級	5万円	5万円

※保険金額は、業務上災害、通勤途上災害とも同額となります

3. 補償の対象者
貴社の正社員、および政府労災事業種類コード31～38の事業に携わる全下請負人（アルバイト・臨時雇・嘱託などの従業員についても、政府労災保険の給付対象となる場合は、本制度においても補償対象となります）。

4. 補償の対象とならない事故
(1) 政府労災保険の給付対象とならない事故
(2) 休業補償（政府労災保険の対象となっても本制度では対象となりません）
(3) 後遺障害等級に認定されない障害
(4) 加入者・事業場責任者の故意に起因する身体の障害
(5) 故意の犯罪・暴行、強姦、強盗行為による本人の身体障害
(6) 職業性疾患、風土病
(7) 戦争・革命・暴動
(8) 地震・噴火・津波・核燃料物質による事故

5. 事故が起きた場合の手続き
事故が発生した場合、次の事項をメモして、ただちに損害保険ジャパン日本興亜株式会社サービスセンター（損害保険センター）へご連絡ください。電話番号：059-3808-6000。に発行してください。
(1) 加入者名・住所・電話番号
(2) 事故発生場所
(3) 事故発生日時
(4) 事故原因・事故状況
(5) 事故発生時の状況と状況

※左記「加入証明書見本」は平成28年度のものです。

3. 加入資格

(1) 加入者

全管連の所属員企業のうち、政府労災保険に加入している所属員企業が加入者となります。
※本制度は全管連を契約者とした団体保険契約であり、全管連の所属員以外の企業は本制度にご加入できませんのでご注意ください。

(2) 補償の対象となる方

政府労災保険にご加入の方で以下の方が補償の対象となります。
○貴社の従業員（正規従業員およびアルバイト等の臨時雇）
※派遣している従業員は通常対象外となります。対象とする場合は別途お問い合わせください。
○貴社が行う建設事業（事業種類番号31～38）の下請負人の従業員

《オプション》

任意で以下の特別加入者を補償の対象とすることが可能です。
○下請負人の特別加入者
下請負人の事業主、役員、一人親方等の特別加入者を補償の対象とすることが可能です。（掛金が5%割増となります。掛金計算方法は4ページを確認ください。）
○貴社の特別加入者
貴社の事業主、役員の方等の特別加入者を補償の対象とすることが可能です。（掛金は追加保険料が必要となります。掛金計算方法は4ページを確認ください。）

4. 補償の対象となる事故

貴社の従業員および職場に携わる下請負人が「業務上災害」および「通勤途上災害」により身体障害を被った場合（政府労災保険で給付対象となる場合にかぎりません。）に保険金（死亡・後遺障害補償）をお支払いします。
この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが保険金のお支払いの要件となります。また、業務上の認定・後遺障害の等級等については、政府労災保険の認定に従います。
※法定外補償についてお支払いする保険金は、その全額を被災従業員またはその遺族に補償金として給付していただきます。その際、被災従業員またはその遺族から補償金受領書の取付けが必要となります。

5. 事故例（全管連・法定外労働災害補償制度 過去の事例より）

- 脚立を使用して配管作業中、転落して頭部を打ち死亡。保険金支払い約2,000万円。
- バックホーの運転手が、作業員に気がつかずバックしたところ、作業員の両足を踏んでしまい、作業員は負傷（後遺障害7級）。保険金支払い約60万円。
- ポンプ場内で工事中、ステップ（足掛金型）が落下して両足かかとを骨折（後遺障害9級）保険金支払い約100万円。
- 作業中に鉄板が足に落下して、作業員は親指～薬指を負傷（後遺障害9級）保険金支払い約25万円。

6. 補償の対象とならない事故

- 保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。
- 政府労災保険の給付対象とならない事故
 - 休業補償（政府労災保険の対象となっても本制度では対象となりません。）
 - 後遺障害等級に認定されない身体の障害
 - 加入者・事業場責任者の故意に起因する身体の障害
 - 従業員の故意・重大な過失、故意の犯罪行為による従業員本人の身体の障害
 - 職業性疾患、風土病に起因する身体の障害
 - 戦争・革命・暴動に起因する身体の障害
 - 地震・噴火またはこれらによる津波、核燃料物質による身体の障害 など



7. 補償内容と掛金

(1) 補償保険金額と補償内容

お支払いする保険金については下記補償保険金額を上限に、被災従業員またはその遺族に給付した金額をお支払いします。

区分	給付内容	Aタイプ 給付保険金額	Bタイプ 給付保険金額
死亡補償保険金額	死亡	500万円	500万円
後遺障害補償 保険金額 (政府の労災保険の 認定級別によります)	後遺障害 第1級	500万円	500万円
	第2級	500万円	500万円
	第3級	500万円	500万円
	第4級	300万円	300万円
	第5級	200万円	200万円
	第6級	100万円	100万円
	第7級	60万円	60万円

- A、B両タイプとも下請負人担保特約条項をセットしておりますので、「経営事項審査制度」の加点対象となります。
- 災害付帯費用として死亡時40万円、後遺障害1級～3級に該当するとき10万円、後遺障害4級～7級に該当するとき5万円をお支払いします。

同一の従業員が被災した身体障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。

法定外補償規定(被用者に対し政府労災保険等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。)を定めているかどうかお申し出ください。規定を定めている場合は、法定外補償条項(保険)については、規定に定める補償額の範囲内で補償保険金額を設定ください。

後遺障害等級表

等級	後遺障害	
Aタイプ 給付内容	第1級	両眼が失明したもの、両上肢(し)・両下肢の用を全廃したもの等
	第2級	一眼が失明し他眼の視力が0.02以下になったもの、両上肢を手関節以上で失ったもの等
	第3級	一眼が失明し他眼の視力が0.06以下になったもの、そしゃくまたは言語の機能を廃したもの等
	第4級	両眼の視力が0.06以下になったもの、両耳の聴力を全く失ったもの等
	第5級	一上肢を手関節以上で失ったもの、一下肢を足関節以上で失ったもの等
	第6級	両眼の視力が0.1以下になったもの、せき柱に著しい変形または運動障害を残すもの等
	第7級	一眼が失明し他眼の視力が0.6以下になったもの、神経系統の機能または精神に障害を残し軽易な労務以外の労務に服することができないもの、両足の足指の全部の用を廃したもの等
	第8級	一眼が失明または一眼の視力が0.02以下になったもの、せき柱に運動障害を残すもの等
	第9級	両眼の視力が0.6以下になったもの、鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの等
	第10級	一眼の視力が0.1以下になったもの、一足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの等
	第11級	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの、一手の示指、中指または環指を失ったもの等
	第12級	一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの、一耳の耳かくの大部分を欠損したもの等
	第13級	一眼の視力が0.6以下になったもの、一手の小指の用を廃したもの、一下肢を1cm以上短縮したもの等
	第14級	三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの、上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの、1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの

上記の後遺障害は例示です。詳細は、労働者災害補償保険法施行規則別表第一によります。

(2) 加入口数

一加入者(企業)あたり最高6口(死亡時の最大補償保険金3,000万円)まで加入できます。

(3) 掛金

年間完成工事高をもとにご契約いただきます。

- 直近1年間の決算書の完成工事高(消費税含みます)が算出の基礎となります。*共同分担施工型JV工事も対象となります。
- 掛金は、年額一括納付となります。

①事業種類掛金

元請工事および下請工事合計の完成工事高より掛金を算出します。ただし、掛金は、補償内容の異なるAタイプおよびBタイプのどちらかを選択し、政府労災保険加入時の事業種類番号に準じて、その事業種類番号ごとに算出します。

貴社の政府労災特別加入者を補償対象としたい場合は追加保険料を加算してください。

【1口あたり掛金表】 [保険期間:1年間 年間掛金(完成工事高100万円につき)]

事業種類番号	事業内容	Aタイプ	Bタイプ	一人あたり特別加入者	追加保険料
(35)	建築事業 (既設建築物設備工事を除く)	83円 (制度運営費23円)	69円 (制度運営費19円)	Aタイプ	1,670円
(38)	既設建築物設備工事業			Bタイプ	1,450円
(37)	その他建設業	250円 (制度運営費70円)	222円 (制度運営費62円)	Aタイプ	2,740円
				Bタイプ	2,440円
(94)	一般事務等各種事業	従業員1名につき			
		528円 (制度運営費148円)	472円 (制度運営費132円)		

- 注1) 保険料には、割引率約68%(過去の損害率による割引60%、団体割引20%など)が適用されています。過去の損害率によって保険料が見直される場合があります。
- 注2) 上記以外の「事業種類番号」で政府労災保険にご加入されている場合には、掛金(保険料・制度運営費)が異なりますので別途お問い合わせください。
- 注3) 制度運営費はこの補償制度の運営上必要な費用に充当するための費用です。
- 注4) 上記以外の「事業種類番号」で政府労災保険にご加入している場合は、政府労災特別加入者追加保険料が異なりますので別途お問い合わせください。
- 注5) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

②掛金の算出方法(全事業種類番号を通じて同一タイプ、同一加入口数を選択してください)

合計掛金(円) = 円 + 円

※含めない場合は加算不要

◆A 基本掛金

A 基本掛金 (10円未満四捨五入) = $\frac{\text{直近1年間の完成工事高}(\text{※1})}{100\text{万円}} \times \text{ご加入タイプ掛金} \times \text{ご加入口数} \times \frac{\text{下請負人の政府労災特別加入者有り}(\text{※4})}{1.05} \times \frac{\text{完成工事高による割引}(\text{※4})}{1} \times \frac{\text{加入月数}(\text{※2})}{12\text{か月}}$

◆B 貴社の政府労災特別加入者追加保険料

貴社の政府労災特別加入者については、追加保険料を支払うことにより補償対象とすることが可能です。

B 貴社の政府労災特別加入者を補償対象とする場合の追加保険料 = $\text{上記表の一人あたり保険料} \times \text{ご加入口数} \times \text{対象人数} \times \frac{\text{完成工事高による割引}(\text{※4})}{1} \times \frac{\text{加入月数}(\text{※2})}{12\text{か月}}$

- (※1) 消費税を含みます。(※2) 中途加入の場合は、ご加入月数に応じて算出してください。
- (※3) 貴社の特別加入者を補償対象とする場合は、その方が政府労災の特別加入者となっていることが条件となります。もし政府労災の特別加入者となっていない方を本制度の対象としてお申込みされても保険金はお支払いできません。

(※4) 完成工事高による割引

政府労災の事業種類番号が31～38の事業については、完成工事高が2億円超の事業者は完成工事高による割引が適用可能です。割引率は完成工事高により変わりますので、本制度専用の掛金計算ツールでのみ掛金計算が可能です。見積りを取扱代理店へ依頼してください。

[参考] 掛金の割引率

完成工事高	2.01億円	3億円	4億円	5億円	6億円	7億円	8億円	9億円	10億円
掛金の割引率	約8%	約10%	約11%	約12%	約14%	約15%	約16%	約17%	約18%

*割引率は概算です。詳細な割引率・掛金は取扱代理店までお問い合わせください。

③事故割増制度

- 事故(保険金の支払い)があった場合は、翌年の掛金に30%の割増がかかる場合があります。事故(保険金の支払い)がある場合には、別途担当営業店・取扱代理店よりご連絡します。

④確定精算

- ご契約時の年間保険料(暫定保険料)によって以下のとおりとなります。

年間保険料(暫定保険料)	確定精算の必要性
1,000万円以下	加入依頼書にある「保険料算出の基礎確認事項」にもれなくご記入いただければ、確定精算の手続きは不要です。
1,000万円超	確定精算の手続きが必要で、必要な場合は取扱代理店より連絡します。

*確定精算とは、保険期間終了後、保険料を定めるために用いる保険料算出基礎の確定数値(直近の完成工事高)に基づいて算出した確定保険料と加入時の暫定保険料との差額を精算していただくことです。

8. 保険期間

平成29年8月1日午後4時～平成30年8月1日午後4時(1年間)

※この期間に発生した事故が補償の対象となります。
(注)毎月1日付で中途加入することができます。

9. 加入方法 (申込方法)

(1) 必要書類

必要書類は正確に記入してください。

新規・中途加入・継続加入 共通

- 全管連・法定外労働災害補償制度 加入依頼書
- 預金口座振替依頼書

(2) 掛金の支払方法

① 口座振替

ご指定の口座から引落します。口座振替日は補償開始月の22日(土・日・祝日の場合は翌営業日)となります。

なお、口座振替を利用される場合は、収納代行手数料として、別途200円が掛金に加算されます。

② 現金振込

加入者が直接下記の口座に振込みしてください。**なお振込手数料は加入者の負担となります。**
補償開始月の前月15日までに着金するように振込みしてください。

振込口座	りそな銀行(金融機関コード0010) 大塚出張所(店番号313) 普通預金口座749409 全国管工事業協同組合連合会
------	--

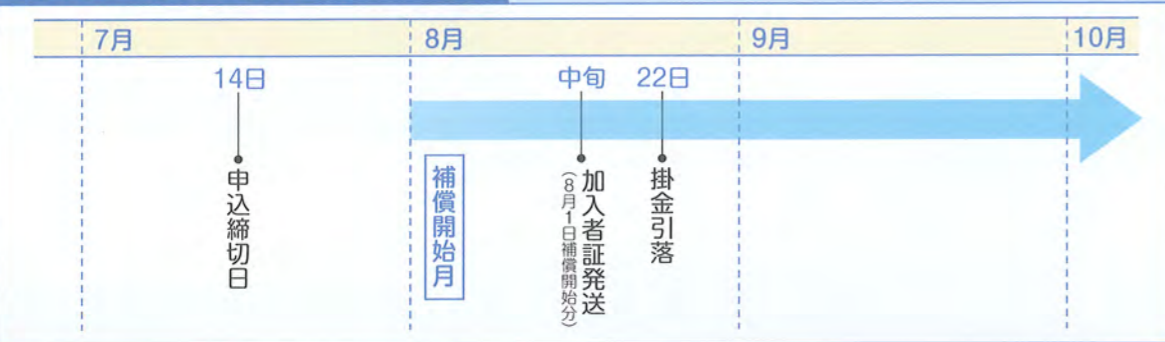
(3) 加入(申込締切日)

取扱代理店必着の期限となります。

(1) 平成29年8月1日補償開始の場合：平成29年7月14日

(2) 中途加入の場合：補償開始月の前月15日(土日祝日の場合は前営業日)

8月1日より加入の場合のスケジュール



ご加入の際にご注意いただくこと

- ご加入の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 特に、保険料算出基礎数字となる完成工事高、被用者数等の保険料計算に関する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 法定外補償規定(被用者に対し政府労災保険等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。)を定めているかどうかお申し出ください。規定を定めている場合は、法定外補償条項については、規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。

- 保険契約者または加入者の方には、保険契約締結の際、告知事項(加入依頼書および付属書類の記載事項すべて)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。(注)被保険者、対象とする被保険者の範囲、他の保険契約等のことをいいます。

その他ご注意ください

- 法定外補償条項について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取付けが必要となります。
- 同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれが高い金額を限度とします。
- 以下の場合には、あらかじめ(注)取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
 - ①加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
 - ②法定外補償規定の新設または変更をする場合(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合には、損保ジャパン日本興亜まで通知する必要はありません。)
- ご契約者またはご加入者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店までご連絡ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なお連絡ができないことがあります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下で

- ある法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
- 損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などには、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの直近1年間の決算書の完成工事高により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる直近1年間の決算書の完成工事高については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 年間保険料(暫定保険料)が1,000万円を超える場合は、保険期間終了後に保険料算出基礎の確定数値に基づき計算した確定保険料との差額を精算いたします。差額の精算が必要な場合は、取扱代理店よりご連絡します。
- 加入者証は大切に保管してください。また、加入証明書は補償開始月の中旬までに発行しますので、それ以降になっても届かない場合には損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- この保険(労働災害総合保険)は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)制度の対象ではありません。

万一事故にあわれたら

- 万一事故が発生した場合は、以下を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下を履行しなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
 - 1.以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - (1)事故発生の日時、場所および状況ならびに身体障害を被った被用者の住所・氏名・身体の障害の程度
 - (2)損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - 2.身体障害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 3.第三者に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 - 4.損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - 5.損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 - 6.他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞無く通知してください。
 - 7.上記1から6のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故(災害)の日時、原因および状況等が確認できる書類	災害状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、政府労災、政府労災保険等の給付請求書(写)、政府労災保険等の支給決定通知書(写) など
③	身体の障害に対する補償の額、身体の障害の程度および身体の障害の範囲等が確認できる書類	診断書(死亡診断書)、死体検案書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、法定外補償規定(写)、補償金受領書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

(注)事故(災害)の内容(ケガの程度)または身体の障害に対する補償の額差に応じ、上記以外の種類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。